

## 岩倉市介護相談員派遣事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護サービスを提供する事業所（以下「事業所」という。）を訪問し、介護サービスを利用する者又はその家族（以下「利用者等」という。）の話聞き、利用者等の疑問、不満又は不安の解消を図るとともに、事業所における介護サービスの質的な向上を図るため、岩倉市介護相談員派遣事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、岩倉市とする。

(設置)

第3条 事業を実施するため、岩倉市介護相談員（以下「相談員」という。）を置く。

(職務内容)

第4条 相談員は、事業所を定期又は随時に訪問し、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 介護サービスの現状把握に努めること。
- (2) 利用者等の話を聞き、相談に乗ること。
- (3) 事業所の責任者や従事者と意見交換をすること。
- (4) 施設等の行事に参加すること。
- (5) その他、市長が特に必要と認めること。

2 相談員は、事業者と利用者等の間の橋渡し役となって、利用者の疑問、不満又は心配事に対応し、サービス改善の途を探るものとする。

(委嘱)

第5条 相談員は、高齢者介護の知識又は経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(定数及び任期)

第6条 相談員の定数は、2人とする。

2 相談員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 相談員が欠けた場合における補欠の相談員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 市長は、相談員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該相談員の委嘱を解くものとする。

- (1) 心身の疾病等のため、職務の遂行が困難となったとき。
- (2) その他市長が相談員としての適正を欠くと認めたとき。

(研修)

第7条 相談員は、市長が指定する研修を受けなければならない。

(派遣を希望する事業者)

第8条 相談員の派遣を希望する事業者は、介護相談員受入れ承諾書（様式第1）を

市長に提出しなければならない。

(相談員の派遣)

第9条 市長は、前条の規定による承諾書を事業者から受理したときは、担当となる相談員を決定し、派遣するものとする。

(報告)

第10条 相談員は、第4条第1項に規定する職務を遂行したときは、介護相談員活動報告書(様式第2)を市長に提出しなければならない。ただし、同項第2号の職務を遂行した場合は、介護相談員記録票(様式第3)を併せて市長に提出するものとする。

(身分証明書)

第11条 相談員は、職務を遂行するときは、身分証明書(様式第4)を携帯し、関係者からの請求があるときは、これを提示しなければならない。

2 身分証明書は、介護相談員身分証明書交付台帳(様式第5)に記載し、管理するものとする。

(服務)

第12条 相談員は、職務を常に誠実かつ公正に遂行しなければならない。

2 相談員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(会議)

第13条 市長は、必要があると認めるときは相談員を招集し、会議を開催することができる。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1（第8条関係）

介護相談員受入れ承諾書

年 月 日

岩倉市長 殿

住 所  
法 人 名  
代表者氏名  
電 話 番 号

介護相談員の受入れを承諾します。

| 事業所名 | 所在地及び電話番号 | 事業所責任者氏名 |
|------|-----------|----------|
|      |           |          |
|      |           |          |
|      |           |          |



様式第3（第10条関係）

|            |  |                 |  |
|------------|--|-----------------|--|
| 介護相談員相談記録票 |  | 介護相談員氏名         |  |
| 新規・継続      | 相談形態   | 事業所訪問・電話・その他（ ） |  |
| 相談日時       | 年 月 日（ ） 時 分から 時 分まで                         |                 |  |
| 相談者        | ふりがな<br>氏名 男・女 対象者との関係（ ）<br>住所 〒<br>電話番号    |                 |  |
|            | 事業者（所）名（担当者氏名）                               |                 |  |
| 対象者        | ふりがな<br>氏名 男・女<br>年 月 日生（ 歳）<br>住所 〒<br>電話番号 |                 |  |
| 相談内容       |  |                 |  |
| 備考         |  |                 |  |

様式第4（第11条関係）

（表）

|                            |   |   |     |   |
|----------------------------|---|---|-----|---|
| <b>身 分 証 明 書</b>           |   |   |     | 交付番号 _____  |
| 住 所                        |   |   |     | <div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 120px;"></div> |
| 氏 名                        |   |   |     |   |
| 生 年 月 日                    | 年 | 月 | 日生  |   |
| 交付年月日                      | 年 | 月 | 日   |   |
| 有 効 期 限                    | 年 | 月 | 日まで |   |
| 上記の者は、岩倉市介護相談員であることを証明します。 |   |   |     |   |
| 岩倉市長                       |   |   | 印   |   |

（裏）

|   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1 この証明書は、職務を遂行する場合には必ず携帯すること。</li><li>2 この証明書の記載内容に変更があったときは、直ちに訂正を受けること。</li><li>3 この証明書を他人に貸与しないこと。</li><li>4 この証明書を紛失したときは、速やかに届け出ること。</li><li>5 この証明書は、介護相談員でなくなったときは、速やかに返納すること。</li></ol> |
|---|

